

●香川県選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した医療法人社団大仁会大西病院及び善通寺市立善通寺老人ホームについて、平成25年4月5日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成25年4月12日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
医療法人社団寿愛会羽崎病院	略		医療法人社団寿愛会羽崎病院	略	
医療法人社団大仁会大西病院	略		医療法人社団大仁会大西病院	観音寺市観音寺町甲 678-1	昭和49年7 月23日
医療法人社団健成会河田病院	略		医療法人社団健成会河田病院	略	
略			略		
2 略			2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
介護付有料老人ホームフラワーガーデン京町	略		介護付有料老人ホームフラワーガーデン京町	略	
特別養護老人ホーム仙遊荘	略		善通寺市立善通寺老人ホーム	善通寺市仙遊町2-3 -32	昭和38年10 月31日
略			特別養護老人ホーム仙遊荘	略	
略			略		
4・5 略			4・5 略		